

山口県にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴う一部講習の
延期、中止等のお知らせ (Rev.4.1.11)

新型コロナウイルス感染症については、山口県において岩国市を中心に感染の急拡大が継続し、山口県に対し1月9日(日)から1月31日(月)までを期間としたまん延防止等重点措置が適用され、その重点措置の区域を岩国市、和木町とした「山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策」(以下「集中対策」という。)が示されたところです。

そこで、当協会が集中対策の期間中に開催する講習について次のとおり措置しますので、お知らせします。

受講の申込みをされる事業者及び受講者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 次の講習を延期又は中止します。

開催日	開催場所	講習名	延期、中止の措置
1月13日	岩国市	低圧電気特別教育	3月15日に延期
1月14日～	岩国市	フォークリフト運転技能講習	中止
1月25日	岩国市	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育	中止

上記のうち中止となった講習の受講料(延期となった講習に受講できない場合も含む)は返金させていただきますので、当協会岩国支部宛ご連絡ください。

連絡先 電話：0827-21-4403 F A X：0827-21-4402

2 受講者の皆様には、発熱等の風邪症状のある場合は受講を自粛していただくとともに(※受講料は返金いたします。)、講習当日の受付時に行う体温測定、マスクの着用等の感染防止対策についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

3 今後の感染状況や講習会場の利用制限等により、講習の開催を中止若しくは延期する、又は、受講定員を制限することがあります。また、受講申込の受付後においても、感染状況の変化等により受講をお断りすることがありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 集中対策を踏まえて事前に受講の申込みをキャンセルされる場合には受講料を返金しますので(※)、早めに受講を申し込まれた支部等にご連絡ください。

特に、岩国市及び和木町の県民、事業者の皆様におかれましては、「外出機会の半減」が要請されていることを考慮し、受講について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

※返金に伴う振込手数料はご負担願います。